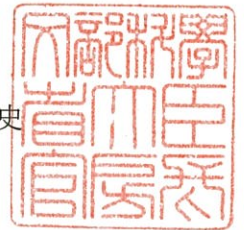


各都道府県・指定都市教育委員会教育長
 各都道府県知事
 各指定都市市長
 各国立大学長
 各文部科学大臣所轄学校法人理事長
 各大学を設置する学校設置会社の代表取締役
 各国立高等専門学校長
 小中高等学校を設置する学校設置会社を
 所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
 認定を受けた各地方公共団体の長
 各大学共同利用機関法人機構長
 各文部科学省施設等機関の長
 各文部科学省特別の機関の長
 各文部科学省独立行政法人の長
 各文部科学省国立研究開発法人の長
 日本私立学校振興・共済事業団理事長
 公立学校共済組合理事長

殿

文部科学省大臣官房長
 生川

浩史



(印影印刷)

G20 大阪サミット等開催に伴う協力について (要請)

(1) G20 大阪サミット等開催に伴う警備協力について

このたび、警察庁から文部科学省に対し、別紙1(平成31年4月24日付警察庁丙備一発第33号「G20 大阪サミット等開催に伴う警備協力について(要請)」)のとおり協力要請がありました。首脳会議が開催される大阪府、各関係閣僚会合が開催される各自治体はもとより、我が国におけるテロ等の未然防止を図るため、貴職におかれては、別紙1の協力要請における「文部科学省に対する要請事項」に関し、各都道府県警察や自治体の危機管理担当部局等と連携を図りながら、安全管理体制の充実、有事の際の情報伝達・対処等につき、地域の実情に応じて適切な措置を講じられるようお願いいたします。

(2) G20 大阪サミット等開催に伴う交通規制による修学旅行等の行程への影響について

G20 大阪サミット等の開催に伴い、別紙2「G20 大阪サミット開催に伴う交通対策(平成31年4月9日 G20 大阪サミット準備会議)」に示す対象期間及び対象地域においては、各国首脳等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限にとどめるべく、交通規制等が実施されることとされております。

ついては、当該対象期間中に対象地域への修学旅行等を計画している学校等に対しまして、当該交通規制の実施に係る情報収集を図りつつ、十分に御留意・御配慮いただくよう周知をお願いします。

(3) 国公立大学等における G20 大阪サミット開催期間の対応について

G20 大阪サミットの開催日及びその前後を含む4日間は、別紙2に示す交通規制等に伴い一般道の渋滞や公共交通機関の混雑が予想されます。こうした状況を踏まえ、大阪府・大阪市においては、6月27日（木）及び28日（金）の両日、全ての府立学校や市立の幼稚園・小・中・高等学校について臨時休業の措置を取るとともに、府立大学・市立大学等に対しても対応を要請されたと伺っております（別紙3参照）。

児童・生徒等の通学上の安全確保の観点や、通学バスの運行・教員の通勤等の状況等も勘案しつつ、G20 大阪サミット開催地域に位置する各国公立大学、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校も含め適切な対応につき御協力いただきますようお願いいたします。

本件につき、都道府県・指定都市教育委員会教育長及び都道府県知事にあつては、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校（専修学校，各種学校を含む。以下同じ。）その他の教育機関等に対して、各国公立大学，各文部科学大臣所轄学校法人にあつてはその設置する学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては、所轄の学校設置会社に対して、周知願います。

【問合せ先】

本要請全体及び（1）について

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第4係

電話 03-5253-4111（内線 2156）

（2）について

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係

電話 03-5253-4111（内線 2939）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課修学旅行担当

電話 03-5253-4111（内線 2389）

（3）について

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員養成企画室教育大学係

電話 03-5253-4111（内線 2909）

文部科学省高等教育局大学振興課公立大学係

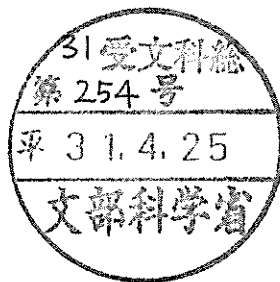
電話 03-5253-4111（内線 3370）

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課支援第三係

電話 03-5253-4111（内線 3765）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係

電話 03-5253-4111（内線 2532）



警察庁丙備一発第33号
平成31年 4月24日

文部科学省大臣官房長 殿

警察庁警備局長
(公印省略)

G20大阪サミット等開催に伴う警備協力について（要請）

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

G20大阪サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）等につきましては、首脳会合が6月28日及び29日に大阪府において開催されます。また、関係閣僚会合につきましては、農業大臣会合が5月11日及び12日に新潟県において、貿易・デジタル経済大臣会合及び財務大臣・中央銀行総裁会議が6月8日及び9日に、それぞれ茨城県及び福岡県において、持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合が6月15日及び16日に長野県において、労働雇用大臣会合が9月1日及び2日に愛媛県において、保健大臣会合が10月19日及び20日に岡山県において、観光大臣会合が10月25日及び26日に北海道において、外務大臣会合が11月22日及び23日に愛知県において、それぞれ開催されます。

G20大阪サミット等の開催をめぐっては、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているほか、サイバー攻撃や右翼による違法行為の発生が懸念されるなど、厳しい情勢にあり、首脳会合や関係閣僚会合の開催地における警戒警備の徹底はもちろんのこと、それ以外の地域においても重要施設や公共交通機関等に対するテロ等違法行為の発生を未然に防止するための対策を講じる必要があります。

警察では、国民の理解と協力を得て、国内外要人の身の安全をはじめとするG20大阪サミット等の開催の安全及びその円滑な進行を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、全国警察の総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性を御勘案の上、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますようお願いいたします。

文部科学省に対する要請事項

○ 各省庁共通要請事項

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 首脳会合・関係閣僚会合（以下「サミット等」という。）関連情報及び不審者等情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 サミット等開催場所周辺における大規模行事、公共工事、業務用車両利用及び小型無人機等の使用の自粛
- 5 業務用車両、小型無人機等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 7 関係機関に対する交通規制内容の周知及びサミット等開催地における交通総量抑制に向けた指導
- 8 サイバーセキュリティ対策の強化

○ 個別要請事項

- 1 原子力関連施設の自主警備体制の強化及びサイバーセキュリティ対策の強化
- 2 学校、研究所等における毒劇物、火薬類、爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化及び学生等に対する化学物質等の適正な取扱いに関する指導
- 3 サミット等開催場所に近接する学校、研究所等の施設管理の強化
- 4 放射性物質等の保管及び運搬に関する管理の強化
- 5 放射性物質等の運搬の自粛
- 6 学校、研究所等が所有する小型航空機に対する管理強化の指導及びサミット等開催場所周辺における飛行自粛要請
- 7 スポーツ施設、博物館、美術館等に対する警戒強化の指導

平成31年4月9日
G20大阪サミット
準備会議

G20大阪サミット開催に伴う交通対策

G20大阪サミット開催に伴い、各国首脳等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限にとどめるため、下記の対象期間及び対象地域における自動車交通総量の大幅な抑制その他の交通対策が不可欠であることから、関係省庁においては、国民の理解と協力を得つつ、別紙の推進事項等を積極的に実施するものとする。

記

1 対象期間

平成31(2019)年6月27日から同月30日までの間

2 対象地域

原則として次のとおり

- (1) 関西国際空港及び大阪国際空港から大阪市内の各国首脳等の宿舎に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (2) 大阪市内の各国首脳等の宿舎から首脳会議場に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (3) 各国首脳等が大阪市内に滞在する場合には、大阪市内

関係省庁における交通対策推進事項

1 各省庁共通推進事項

区 分	推 進 事 項
各省庁共通	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域に所在する部局における官用自動車の運行抑制 対象地域に所在する部局の職員及びその家族に対する自動車利用自粛の呼びかけ 対象地域における自動車交通の発生を伴う諸行事の抑制 所管する団体、事業者等に対する交通総量削減等に関する協力要請

2 省庁別推進事項

区 分	推 進 事 項
内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> 交通対策に関するG20大阪サミット準備会議の開催 各省庁に対する交通総量削減等に関する協力要請
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 交通対策に関する政府広報の実施
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府警察による交通規制の実施 都道府県警察による交通対策に関する広報の実施
総務省	<ul style="list-style-type: none"> 日本郵便株式会社及び信書便事業者に対する業務用自動車の運行調整等に関する協力要請 緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知 電気通信事業者、有線放送事業者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請
法務省	<ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知
外務省	<ul style="list-style-type: none"> 各国政府サミット関係者やプレス等に対する関係施設間の円滑な移動手段の提供 各国政府サミット関係者やプレス等に対する交通規制内容等の周知
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 修学旅行等実施者に対する交通規制等の周知に関する協力要請
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知 水道事業者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 所管する団体、事業者等に対する貨物輸送の日程調整等に関する協力要請
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 所管する団体、事業者等に対する貨物輸送の日程調整等に関する協力要請 電気、ガス事業者に対する交通規制内容の周知 電気、ガス事業者に対する対象地域における大規模工事等の自粛要請
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 関西国際空港及び大阪国際空港の利用者に対する自動車利用自粛に関する協力要請 道路運送事業者に対する運行調整等に関する協力要請 レンタカー事業者に対する利用者への交通規制内容の周知に関する協力要請 観光関連事業者に対する交通規制内容の周知に関する協力要請 緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知 道路管理者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請 道路管理者に対する道路利用者への交通規制内容の周知と交通総量削減の呼びかけに関する協力要請
環境省	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理業者等に対する業務用自動車の運行調整等に関する協力要請
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知

G20大阪サミット開催に伴う交通総量抑制対策の概要

1 基本方針

各国首脳等の警護車列の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、会議の円滑な進行を図る。また、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限にとどめる。

2 対象期間

平成31（2019）年6月27日から同月30日までの間

3 対象地域

原則として、次のとおり

- (1) 関西国際空港及び大阪国際空港から大阪市内の各国首脳等の宿舎に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (2) 大阪市内の各国首脳等の宿舎から首脳会議場に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (3) 各国首脳等が大阪市内に滞在する場合には、大阪市内

4 対象期間中の交通規制

- (1) 原則として、各国首脳等の通行時には一般車両が混在することのないよう、所要の通行禁止規制等を実施する。
- (2) 首脳会議場、宿舎等の周辺道路について、必要に応じて通行禁止規制等を実施する。

5 推進事項

国民の理解と協力を得つつ、次の対策を推進

- (1) 交通規制に関する広報
- (2) 対象地域における自動車の利用自粛及び業務用車両の運行調整を要請
- (3) 対象地域への自動車の乗り入れの自粛要請
- (4) 対象地域を通過しようとする自動車のう回路線への誘導
- (5) 対象地域において道路を使用する催事、工事等の自粛要請

6 添付資料

- (1) G20大阪サミット開催に伴う交通総量抑制対策の対象期間及び地域等について
- (2) G20大阪サミット関係施設位置図
- (3) G20大阪サミット交通総量抑制対策の対象路線（高速道路等）
- (4) G20大阪サミット交通総量抑制対策の対象路線等（大阪市周辺）

G20大阪サミット開催に伴う交通総量抑制対策の対象期間及び地域等について

1 対象期間

平成31(2019)年6月27日（木）から同月30日（日）までの間

2 対象地域等

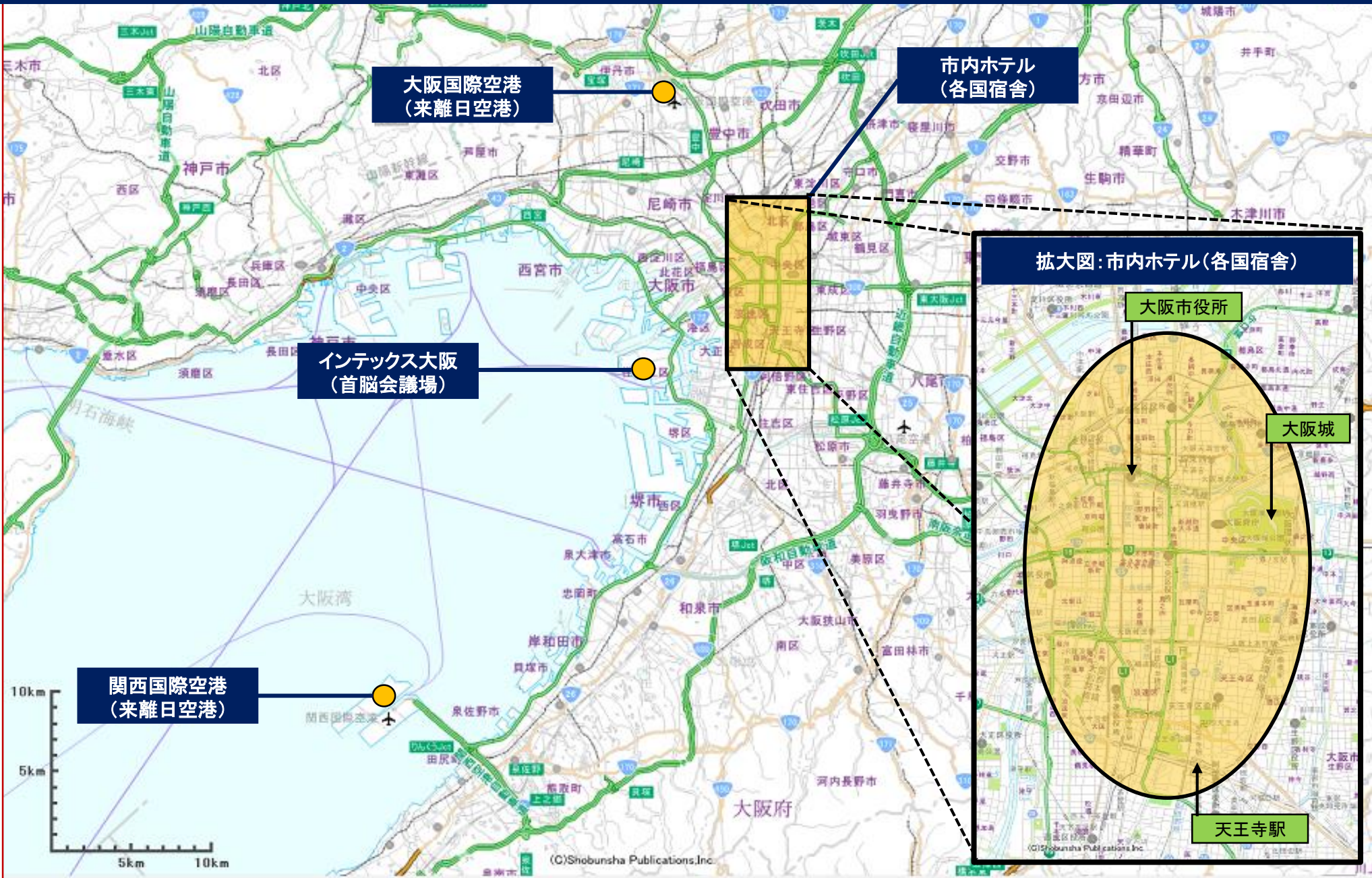
(1) 高速道路等（別紙参照）

関西国際空港連絡橋	全線
関西空港自動車道	全線
阪神高速道路1号環状線	全線
阪神高速道路2号淀川左岸線	全線
阪神高速道路3号神戸線	西宮 I C ~ 阿波座 J C T
阪神高速道路4号湾岸線	全線
阪神高速道路5号湾岸線	全線
阪神高速道路6号大和川線	全線
阪神高速道路11号池田線	神田 I C ~ 中之島 J C T
阪神高速道路12号守口線	全線
阪神高速道路13号東大阪線	西船場 J C T ~ 東大阪 J C T
阪神高速道路14号松原線	全線
阪神高速道路15号堺線	全線
阪神高速道路16号大阪港線	全線
阪神高速道路17号西大阪線	全線

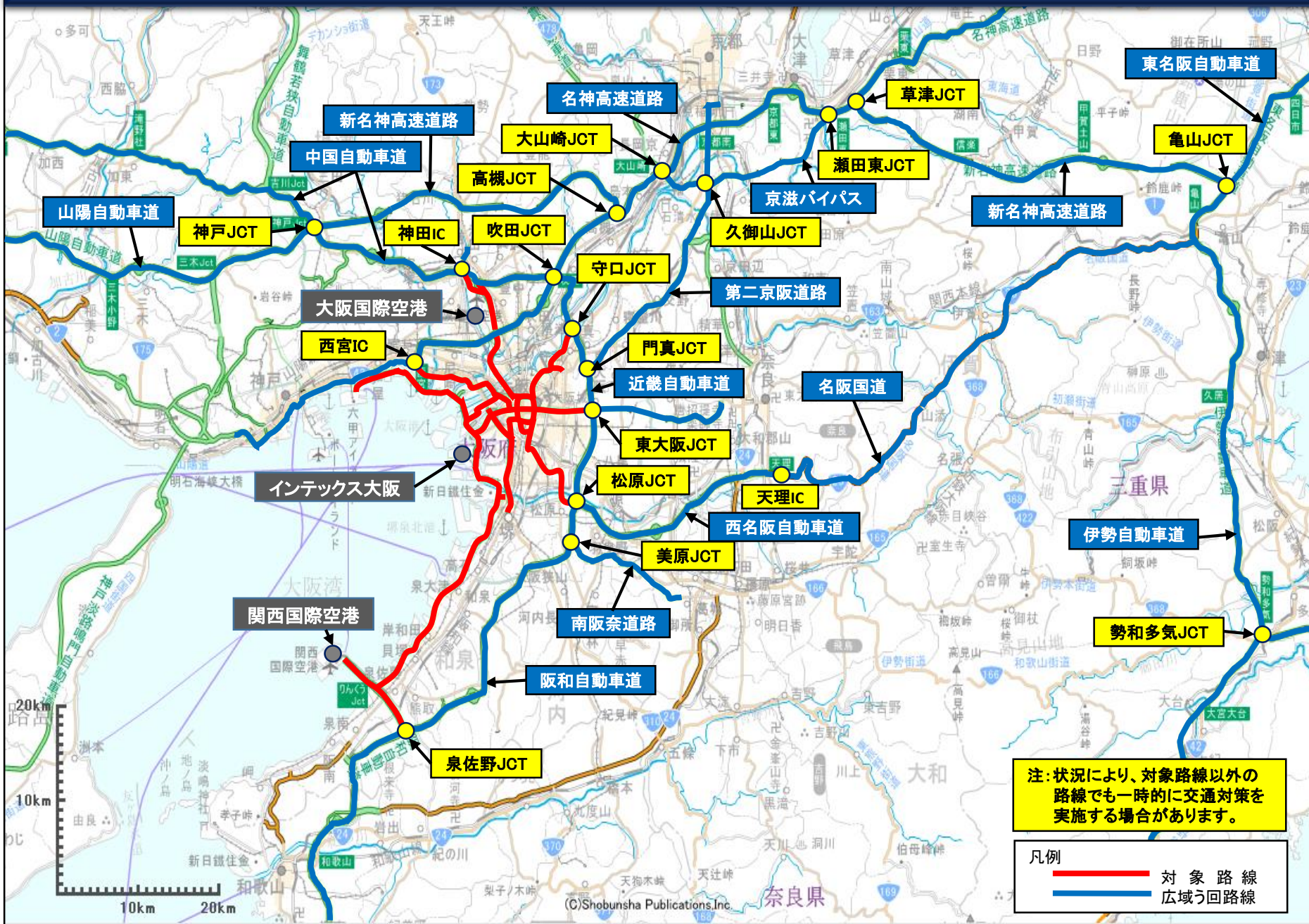
(2) 一般道路

大阪市内、大阪国際空港周辺（豊中市・池田市）、りんくう J C T 及び関西国際空港周辺（泉佐野市）

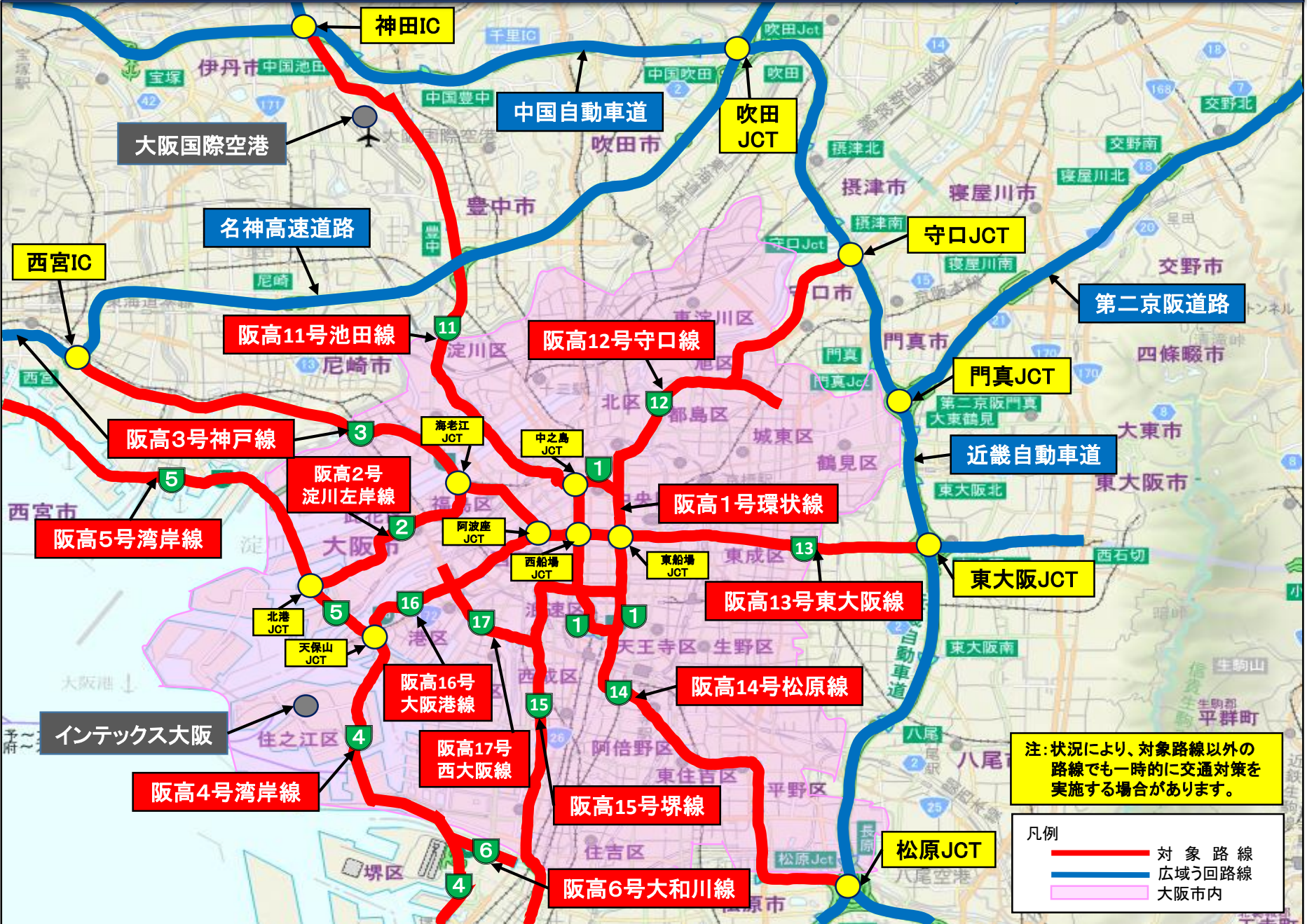
G20大阪サミット関係施設位置図



G20大阪サミット交通総量抑制対策の対象路線（高速道路等）



G 2 0 大阪サミット交通総量抑制対策の対象路線等（大阪市周辺）



注: 状況により、対象路線以外の路線でも一時的に交通対策を実施する場合があります。

凡例

- 対象路線
- 広域う回路線
- 大阪市内

教 高 第 3796 号
平成 31 年 2 月 12 日

府立学校 校長・准校長 様

教 育 長

G 2 0 大阪サミット開催に伴う臨時休業日について（通知）

G 2 0 大阪サミット開催による大規模な交通規制に伴い、鉄道等の公共交通機関や規制のかからない一般道における混雑が懸念されます。

ついては、児童生徒の安全確保に万全を期すため、平成 31 年 6 月 27 日及び 28 日は全ての府立学校を休業することとし、併せて同月 29 日及び 30 日に授業又は行事等の教育活動を実施することのないよう願います。

【連絡先】

教育振興室 高等学校課 西田 恵二

TEL:06-6944-6885 (内:3431)

教育振興室 支援教育課 郡司 弘子

TEL:06-6944-6888 (内:4732)

教小中第3147号
平成31年2月18日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

G20大阪サミット開催に伴う対応について（依頼）

平素は本府教育行政の推進に、ご支援、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、G20大阪サミット開催による大規模な交通規制に伴い、鉄道等の公共交通機関や規制のかからない一般道における混雑が懸念されます。

府立学校においては、児童生徒の安全確保に万全を期すため、別添写しの通り、平成31年6月27日、28日は全ての府立学校を休業することとし、併せて同月29日及び30日に授業又は行事等の教育活動を実施することのないよう通知したところです。

貴教育委員会所管校につきましては、貴市町村の状況を鑑みて、対応を適切に判断いただくようお願いいたします。

連絡先

担 当 市町村教育室 小中学校課
学事グループ 秋田

電 話 06-6941-0351 （内線3423）

F A X 06-6944-3826

E-mail AkitaD@mbox.pref.osaka.lg.jp



教 高 第 3796 号
平成 31 年 2 月 12 日

府立学校 校長・准校長 様

教 育 長

G 2 0 大阪サミット開催に伴う臨時休業日について（通知）

G 2 0 大阪サミット開催による大規模な交通規制に伴い、鉄道等の公共交通機関や規制のかからない一般道における混雑が懸念されます。

については、児童生徒の安全確保に万全を期すため、平成 31 年 6 月 27 日及び 28 日は全ての府立学校を休業することとし、併せて同月 29 日及び 30 日に授業又は行事等の教育活動を実施することのないよう願います。

【連絡先】

教育振興室 高等学校課 西田 恵二

TEL:06-6944-6885 (内:3431)

教育振興室 支援教育課 郡司 弘子

TEL:06-6944-6888 (内:4732)

各私立学校設置者 様

大阪府教育庁私学課長

G20 大阪サミット開催期間の対応について（通知）

平素は、本府私学行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月28日（金）、29日（土）に、我が国ではじめてのG20大阪サミットが開催されます。サミット開催日の28日（金）、29日（土）及びその前後を含む4日間は、大規模な交通規制が実施されることにより、一般道における渋滞や公共交通機関における混雑が予想されます。

こうした状況を踏まえ、大阪府教育委員会では、6月27日（木）及び28日（金）の両日、全ての府立学校を臨時休校とすることを決定しました。（別紙参照）

つきましては、園児・児童・生徒の通学上の安全の確保の観点、また、通学バスの運行や教員が自家用車で通勤している学校では教員確保の状況等を踏まえ、各学校園におかれまして、適切な対応につきご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

休校する学校園におかれましては、私学課にご報告をいただきますようお願いいたします。

なお、サミットに係る交通規制等の情報については、以下のホームページにて、随時更新されますので、ご参照ください。

■2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会〔各種規制情報〕

<https://www.2019-g20-osaka.jp/regulation.html>

大阪府教育庁私学課

総務・専各振興グループ 加世堂・石橋

代表) 06-6941-0351 (内線 4862)

小中高振興グループ 河野・浅野 (内線 4864)

幼稚園振興グループ 中村・畑中 (内線 4815)

別紙

教 高 第 3796 号
平成 31 年 2 月 12 日

府立学校 校長・准校長 様

教 育 長

G 2 0 大阪サミット開催に伴う臨時休業日について（通知）

G 2 0 大阪サミット開催による大規模な交通規制に伴い、鉄道等の公共交通機関や規制のかからない一般道における混雑が懸念されます。

については、児童生徒の安全確保に万全を期すため、平成 31 年 6 月 27 日及び 28 日は全ての府立学校を休業することとし、併せて同月 29 日及び 30 日に授業又は行事等の教育活動を実施することのないよう願います。

【連絡先】

教育振興室 高等学校課 西田 恵二

TEL:06-6944-6885 (内:3431)

教育振興室 支援教育課 郡司 弘子

TEL:06-6944-6888 (内:4732)

大 経 サ 第 3 号
平成 31 年 4 月 19 日

大阪市立大学
学長 荒川 哲男 様

大 阪 市 長
松 井 一 郎



G 2 0 大阪サミット開催期間の対応について

平素は市政運営の推進に格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本年 6 月 28 日（金）、29 日（土）に、我が国ではじめてとなる G 2 0 サミットが大阪で開催されます。

サミット開催日の両日及びその前後を含む 4 日間は、警察による厳重な警備・警戒や、大規模かつ長時間にわたる交通規制が予想されており、一般道における渋滞や公共交通機関における混雑も想定されております。

こうした状況を受け、全ての大阪府立学校、大阪市立の幼稚園・小・中・高等学校では、子どもの安全・安心の確保の観点から臨時休業の措置が取られることとなりました。

貴学におかれましても、学生の通学や教職員の確保、物品等の搬出入等への影響など、大学運営に支障を来す可能性がございますので、期間中の対応について事前にご検討されますよう案内申し上げます。

また、上記期間中は、交通規制等の状況も踏まえ、不要不急の要件により市内中心部や会場周辺を訪れることのないよう、学生に対し周知徹底いただくよう、よろしく願いいたします。

なお、サミットに係る交通規制等の情報については、以下のホームページにて随時更新されますのでご参照ください。

■2019 年 G 2 0 大阪サミット関西推進協力協議会【各種規制情報】

<https://www.2019-g20-osaka.jp/regulation.html>



[トップページ](#) > [報道発表資料](#) > 報道発表資料 G20大阪サミット開催に伴う大阪市立学校園の臨時休業措置について

報道発表資料 G20大阪サミット開催に伴う大阪市立学校園の臨時休業措置について

ページ番号: 466087 2019年3月26日

問合せ先:教育委員会事務局 指導部 初等教育担当 (06-6208-9196) 中学校教育担当 (06-6208-9175)

平成31年3月26日 15時55分発表

大阪市教育委員会は、平成31年(2019年)6月27日(木曜日)及び28日(金曜日)について、大阪市立の幼稚園・小学校・中学校をすべて休業することに決定しました。

なお、大阪市立の施設一体型小中一貫校、中高一貫校、高等学校については、すでに休業することとしております。(平成31年2月27日14時報道発表「[G20大阪サミット開催に伴う大阪市立学校の臨時休業措置について](#)」)

1 臨時休業日

平成31年(2019年)6月27日(木曜日)および6月28日(金曜日)

2 理由

G20大阪サミット開催に伴い、警察による厳重な警戒・警備や、大規模かつ長時間にわたる交通規制が、会場のある住之江区はもとより市内各所で実施され、その場所や時間を事前に把握することが困難であるとともに、渋滞を避けるため、車両が生活道路に侵入するおそれがあります。

したがって、子どもの通園・通学への影響は市内の広範囲に及ぶとみられるため、通園・通学する子どもの安全安心を確保する観点から、臨時休業とします。

(参考) 大阪市立学校園 (平成31年(2019年)6月27日時点)

幼稚園 52園

小学校 289校 (うち、施設一体型小中一貫校5校)

中学校 130校 (うち、施設一体型小中一貫校5校・中高一貫校2校)

高等学校 21校 (うち、中高一貫校2校)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.